

令和6年3月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和6年3月15日

令和6年3月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第1号	議案第34号	令和6年度伊那市一般会計予算に対する附帯決議について……………4
議員提出議案第2号		えん罪被害者を救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出について……………6
議員提出議案第3号		政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書の提出について……………8

議員提出議案第 1 号

議案第 34 号 令和 6 年度伊那市一般会計予算に対する附帯
決議について

議案第 34 号 令和 6 年度伊那市一般会計予算に対して、別紙のとおり
決議する。

令和 6 年 3 月 15 日提出

伊那市議会議員 野 口 輝 雄

〃 田 畑 正 敏

〃 伊 藤 のり子

〃 飯 島 光 豊

〃 唐 澤 千 明

〃 三 石 佳 代

(提案理由)

口頭にて説明

議案第34号 令和6年度伊那市一般会計予算に対する附帯決議

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業のうち、「小型バイオマス発電施設設置工事ほか」の2億3,560万円の執行に当たっては、詳細な説明を事前に議会に行うこと。

以上、決議する。

令和6年3月15日

伊 那 市 議 会

えん罪被害者を救済するために再審制度の速やかな改正を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣及び関係機関に対し、えん罪被害者を救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日提出

伊那市議会議員 田 畑 正 敏

〃 小 林 眞由美

〃 高 橋 明 星

〃 吉 田 浩 之

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

(提案理由)

口頭にて説明

えん罪被害者を救済するために再審制度の速やかな改正を求める
意見書

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべてを失い、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われます。しかし、えん罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという状況にあります。

えん罪被害者の一刻も早い救済のためには、再審請求審において被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。新証拠が求められる再審事件こそ、捜査機関手持ちのすべての証拠の開示が必要であり、また、有罪・無罪は再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されるので検察の再審開始決定に対する不服申立ては禁止すべきです。

以上のことから、えん罪被害者の一刻も早い救済のために、下記の事項について速やかに改正するよう、国に要望します。

記

- 1 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年3月15日

伊 那 市 議 会

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求め
る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日提出

伊那市議会議員 田畑正敏

〃 伊藤のり子

〃 三澤俊明

〃 飯島光豊

〃 湯澤武

〃 唐澤千明

〃 三石佳代

(提案理由)

口頭にて説明

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書

政治資金収支報告書の不記載等の政治資金規正法違反が疑われる事案について連日報道がなされ、強制捜査が行われる事態にまで進展するなど、政治資金に対し、国民から厳しい批判や疑念を持たれる状況となっています。

そもそも、政治資金規正法は、「政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的とし、基本理念として「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」と規定しています。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められています。

よって、本市議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、政治資金パーティー収入からのキックバックの全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正により、企業、団体献金のあり方、「政策活動費」の使途公開の明確な義務付けを含め、政治家も責任を負う連座制の強化など、再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年3月15日

伊 那 市 議 会